解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

東京都中野区中野二丁目一三番一四号

財団法人中野区中小企業退職金共済会

代表清算人　金野　晃

解散公告（第二回）

当基金は平成二十五年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

東京都中央区日本橋浜町二丁目一九番九号

全国商品取引業厚生年金基金

代表清算人　二家　勝明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

神奈川県相模原市南区文京二丁目一番一号

財団法人翠葉カルチャーセンター

清算人　福舘　和子

解散公告（第二回）

当生産森林組合は、県知事の認可書到達により平成二十五年二月十三日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

富山県南砺市東城寺一四二番地

東城寺生産森林組合

清算人　林　倫則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

大阪府和泉市府中町二丁目七番五号

財団法人和泉市産業・観光振興会

清算人　飯坂　俊明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

鳥取県日野郡日野町根雨一〇一番地

財団法人日野町農林振興公社

代表清算人　景山　享弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の総会の決議により平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

岡山市北区南方二丁目一三番一号

社団法人岡山県知的障害者福祉協会

代表清算人　安井　直人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

広島市中区上八丁堀六番六九号

社団法人広島県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　大津　英治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月十三日付広島県知事の認可により平成二十五年二月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

広島県大竹市小方一丁目二一番三〇号

医療法人松浦医院

清算人　松浦　節子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

山口県防府市寿町七番一号

財団法人防府市公営施設管理公社

清算人　中村　隆

解散公告（第二回）

当法人は存続期間満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

徳島県海部郡海陽町鞆浦字立岩五〇番地一二

財団法人二葉保育園

代表清算人　三浦　茂貴

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

福岡県久留米市城南町一五番地三

財団法人久留米地域産業技術振興基金

代表清算人　楢原　利則

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

佐賀県鳥栖市京町八一二番地

財団法人鳥栖市地域振興財団

清算人　篠原　正孝

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年二月十四日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

宮城県宮城郡松島町高城字元釜家二番地四

松島町東磯崎土地区画整理組合

清算人代表　林　裕志

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

茨城県水戸市笠原町九七八番地四六

財団法人茨城県教育弘済会

代表清算人　海老澤利光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

東京都新宿区富久町一六番五号

財団法人日本システム開発研究所

代表清算人　相沢　英之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

川崎市宮前区土橋三丁目一番二号

財団法人川崎市水道サービス公社

代表清算人　入江　高一